税と社会保障の一体改革の大綱が閣議決定され、議論が続いています。改革のゆくすえは、国会状況等で変化しますが、財政上のおおきな諸問題を抱える中で高齢社会にいかに対応していくかという課題について私達も、多様な現場のアイディアを持ち寄り提案しつつ、政府の政策をきびしく検証していきたいと思います。今回は労住医連幹事の池尻成二さんのご意見です。今後社会保障プロジェクトの担当者が続いて投稿する予定です。そのほかの方々のご意見もぜひお寄せください。(編集部)

# 「消費税」―― 民主党政権の、終わりの始まり

「社会保障と税の一体改革」を考える

練馬区議/労住医連幹事 池紀 成二

この連載企画は「2012年度、社会保障改革を検証する」と題されています。この検証は、いろんな視点から、あるいはまた様々な立場から行うことができるものですが、少し大括りにすれば、テーマは二つ、ひとつは税制との「一体改革」とは何かということ。そして、もう一つはそこで描かれている社会保障の姿をどう評価するかということです。ここでは前者を中心に考えてみたいと思います。

#### 1. なぜ税との「一体改革」なのか

「2012年度、社会保障改革」の最大の特徴は、それが税制との"一体改革"として提起されてきたということです。「社会保障と税の一体改革」です。では、なぜ、どんな意味で「一体改革」なのか?

3月16日の参議院予算委員会で、野田首相が総括的な認識を語っていますので、まずそれを拾ってみます。

#### 野田首相

社会保障をするサービスを行っていく際には、これはただでは出来ないわけで、誰かが負担しなければなりません。

それは公費の負担がある、保険料もある、自己負担もある。そのバランスをどう取って行くかということでありますが、これはまさにスウェーデンとは思いますければだれかが負担を行いるということなんです。そますと、ここでわれわれはどうませんですが、やっぱりある程度しているかなんですが、から社会保障制度はの持続可能性をきちっと担保して行っていくようなそういう社会をつくるのか、自己負担で、自己責任でやっていくようなそういうことである。

か、これはもちろん国民の選択もあるとは思いますが、私どもは、ある程度 公費負担をしっかりと入れながら、それをもって社会保障は将来も安定をしている、持続可能性があるんだ、そういう安心感を作ることが必要ではないか。今、安心感のないところに大変大きな問題があると思いますので、その解決のためにも一体改革を成し遂げたいと思っております。

この野田首相の発言は、今回の「一体 改革」の持つ意味を首相一流の分かりや すい言葉でよく整理して語っています。

首相はこう言っています。「ある程度公 費負担を行いながら、社会保障の持続可 能性を担保して行きたい」と。その含意 は、3つあります。

- ①社会保障の持続可能性を担保したい
- ②「自己負担、自己責任」ではない、安 心できる社会保障としたい
- ③そのために一定の公費負担をお願いし たい

ここで言われていることは、たとえば 一時の小泉改革のころの政治的な志向 性、政策理念と比べれば大きく異なって います。当時もまた、「社会保障の持続可 能性」は言葉としては語られていました。 しかし、その意味はずいぶんと違ってい ました。当時は介護保険も医療保険もそ うですが、「持続可能性」は社会保障が質 量ともにどうあるべきか、言い換えれば「安心」をどうやって確保するかという問題意識よりも、増大する経費にどうやってふたをするか、制度そのものの財政バランスをどう取るかに矮小化されていました。その背景にあったのは、社会保障とりわけ当時、大きな問題となっていた高齢三経費(医療、介護、年金)への公費の投入を出来るだけ回避したいという思惑であり、それはそれでまた、いわゆる自由主義的な経済・財政改革の中で富裕階層や財界に焦点を当てた大規模な減税や"規制緩和"を進めていこうという政策的な方向性と一体のものでもありました。

当然ながら、当時の社会保障政策の方向性は「給付の適正化」や「効率化」という名の給付制限、そして「負担の公平」を口実とした自己負担の相次ぐ引き上げとして現れてきました。その結果が今、我々の前に深刻な姿をさらけ出している社会の疲弊であり、格差の増大と貧困化です。1990年代末から2000年代にかけての自公政権の罪は、たいへんに重い。そして、こうした10数年来の政治の流れや志向性からの転換を求める国民の思いに突き動かされながら、あの政権交代は起こったのです。

野田首相は、政権交代以後の混乱と混 迷のはてに、もしかしたら(第一次?) 民主党政権の最後の首相として登場しま した。しかし、それでも民主党政権の首 相として、彼の言葉の中には政権交代の 影、名残りのようなものは確かに感じられます。彼が「ある程度は公費負担を行いながら社会保障制度の持続可能性をきちっと担保して行くような、そういう安心できる社会をつくるのか、自己負担で、自己責任でやっていくようなそういう社会をつくるのか」と問題を立てるとき、それは間違いなくかつての自公政権時代の政治への批判を意識したものであり、かつ、私たちも少なくとも「自己負担、自己責任」の社会を求めないという意味では首相に同意するでしょう。

しかし、自公政権と民主党政権の違い、かつてと今の社会保障に対する立ち位置 や理念の違いを確認できるのはここまで です。「社会保障制度の持続可能性」をど んな内容で、何を根拠に担保するかとな ると、首相の言葉は一気に陳腐化し、色 あせてしまいます。その象徴が、「消費税」 です。

#### 2. なぜ消費税か

消費税は「所得の再分配に資する」?

社会保障の持続可能性を公費負担をベースに担保しようとする以上、当然、財源としての公費をどう確保し調達するかという問題が出てきます。そして、必要とする公費が半端な額ではない以上、税目や税率の大幅な見直しも含めた「税制改革」の議論へと広がらざるをえません。だからこそ、「社会保障と税の一体改

革」なのですが、ここで民主党政権が持ち出そうとしているのが消費税率の大幅な引き上げです。

しかし、なぜ消費税なのか?

同じ3月16日の委員会で、岡田副総理が「消費税がもっともすぐれたものである」として、こう答弁しています。

消費税は広く一般に課されるもので、 使われる先が社会保障、つまり年金・ 医療・介護あるいは子ども・子育て支 援ということでありますので、一体と してみたときに、消費税についなりますが、 でかな面があるという議論がありことを を合わせて考えますと、むしろ所得 しているという回に思います。所得税でというご議論もあるかもしれませんけれど も、ある程度まとまった額で、しかも 所得に比例して徴収できるという意味 で、私は消費税がもっともすぐれたも のであるという風に考えております。

消費税は「むしろ所得の再分配に資している」、「ある程度まとまった額で、しかも所得に比例して徴収できる」、「もっとも優れている」……。この答弁は、なかなか刺激的なものです。

社会保障のために使われるのであるから「再分配に資する」と、岡田副総理は 言います。しかし、こんなことを言い出

せば、およそどんな税であっても、それが社会保障のために使わるならば「再分配に資する」ということになってしまいます。問題は、税としての逆進性であり、そして逆進的な税制は再分配機能に「資する」のではなく、むしろそれを制約し、あるいは相殺するということです。

消費税の逆進性についての批判や疑問を、岡田副総理(内閣)は強く意識しているのでしょう。しかし、その論理はなんとも強引です。ここには、消費税増税をその使途を持ち出すことによっていくらかでも正当化できる、正当化したいという思惑が現れています。そして実は、この岡田副総理のロジックはかつて自公政権が消費税増税に道をつけようとした際に持ち出したものそのままなのです※。この問題は、いわゆる「目的税化」をどう評価するかということとも深く関連しますから、また改めて触れたいと思います。

※この岡田副総理のロジックは、すでに旧政権中の税制改革論議の中で提出されていたものの繰り返しでしかない。詳しくは下記リンク先所収の「平成21年度税制改正法附則(税制の抜本的な改革に係る措置)について」を参照。財務省の実務担当者の手になるこの論文は、消費税増税に道を付けた同年の法改正「附則」がきわめて周到に準備されたものであること、そして民主党政権の「一体改革」がその直接

の延長にあることを教えてくれる。 主税局税制第一課課長補佐 一松 旬 財務省ホームページ、

「平成 21 年度税制改正の解説」 http://www.mof.go.jp/tax\_policy/tax\_reform/outline/fy2009/explanation/

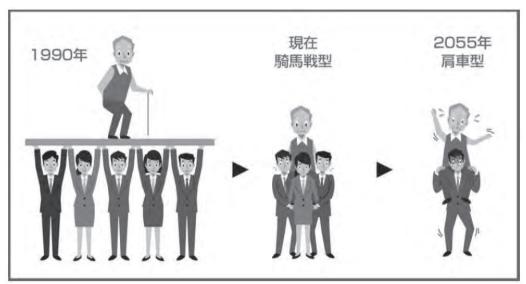
もう一つ、岡田副総理は、消費税が「ある程度まとまった額で、所得に比例して徴収できる」という認識を示しています。消費税はあくまで「消費」に比例するのであり、そして消費が所得の多寡に必ずしも比例しないことはよく知られたことであり、政府も様々な形で消費税の逆進性については言及しています。「所得」に比例するという副総理の答弁が何を論拠としているかは語られていませんが、消費税の逆進性を否定している一部の学者の言説を念頭に置いたものだと思われます※。ここでは、消費税の逆進性自体について、副総理が同意していないという事実を確認しておくにとどめます。

※ たとえば、大阪大学・大竹文雄 / 小原美紀「消費税は本当に逆進的か」 『論座』2005.12

http://www2.osipp.osaka-u. ac.jp/~kohara/shohizei.pdf

### 消費税は「支え合いの税」?

論理、理論をもって消費税を正当化し ようとする律儀な副総理に比べ、首相は



※民主党パンフレット『安心を支え合う日本へ』

なかなか巧みな政治家です。よく知られるようになった"肩車"の比喩(上図)もそうですが、消費税に対する首相の語り口はソフトであり、俗耳に入りやすいものです。

昨年12月4日、主要紙に政府の全面 意見広告が掲載されました。「すべての 国民の皆さまへ――社会保障と税の一体 改革について――」と題されたものです。 その中で、聞き手(小島慶子氏)の問い に答える形で、野田首相は「なぜ消費税 か」についてこう語っています。

小島:では、数ある税金の種類の中で、なぜ《消費税》なのですか。社会格差が広がる中、格差の上の方にいる人達からたくさん吸い上げて、それを、チャンスに恵まれなかったり、とても弱い立場に追い込まれている人たちに回す

ようにするのが先なのではないでしょうか。皆が負担する消費税より、「お金がたくさん有る人からまず取る」タイプの税目もあるのでは?

野田:どなたにも、社会保障は必要になります。だから、特定の誰かではなく世代を越えてオール・ジャパンで、公平感がある税金で《お互いに支え合う》んです。今回の震災では、支え合う強い絆が生まれましたが、社会保障も正にそうで、保険料と税金等で、世代を越えた支え合い制度を構築するんです。

それに、日本の基幹税3つ(法人税、所得税、消費税)の中で、一番景気の動向に左右されないのが、消費税だと思います。社会保障が、景気に左右されて支えられないという状況になってはいけませんから。

また、1月28日に各紙に掲載された 意見広告の第2段、≪「シンポジウム社 会保障の明日を考える」で寄せられたご 意見に、お答えします。≫にも、こんな 記述が出てきます。

Q. 低所得者ほど負担率の重い消費税 を主財源に据えるのは、社会保障の理 念に反するのでは?

A. 現在の社会保障の費用は勤労世代で支えられ、その負担は年々高まりつつあります。消費税は、幅広い国民が負担し、高齢社会における社会保障の安定財源としてふさわしいと考えられます。

消費税収は、現行分の地方消費税を 除いて、全額を社会保障の財源としま す。そして、所得の低い方に対する社 会保障を充実する一方、所得税につい ては所得の特に高い方により負担をお 願いするなど、社会保障・税一体改革 を通じて、支え合う社会の回復を目指 します。

さらに、政府広報「明日の安心 社会保障と税の一体改革を考える」には、「特定の世代に負担が偏ることなく、社会保障の安定財源を確保する観点から、消費税率の引上げを柱とする税制抜本改革を実施します。」とも記されています。

さすがにここでは、消費税がかえって 「再分配に資する」といった牽強付会の見 解は出てきません。そうではなく、「オー ル・ジャパンで負担する」「幅広い国民が 負担する」、それが消費税だ。こういう趣 旨です。

ところで、消費税が「オール・ジャパン」の「幅広い国民」が負担する税制であるとするならば、これまで負担をしていなかったのはいったい誰か?言いかえると、なぜたとえば所得税なら「オール・ジャパン」にならず、消費税ならそうなるのか。

実はこの点では明確な説明はないのですが、意見広告が「勤労世代の負担が高まっている」と指摘していることからも、また首相が「世代を越えて」と強調していることからも、実際には高齢世代が応分の、あるいは公平な負担をしていないという前提に立っていることは明らかです。ここでは、消費税を柱にした税制改革は、ストレートに世代間の負担のあり方の議論につながって行きます。

所得税については、いわば垂直軸での (所得に応じた)累進性という論点と合わ せ、水平軸の(世代間での)不公平性を めぐる議論が長く続いてきました。端的 に言えば、年金所得に対する課税強化を 求める議論です。高齢世代は様々な課税 軽減措置の中で現役世代に比して税負担 が軽減されてきていた、これに対して消 費税は、同じ所得であれば同じように課 税されるという意味で"公平"で"応分" の負担を求めるものである。こういう理 屈です。とりわけ団塊の世代が大量に退 職し、課税範囲が給与収入から年金収入 へと大規模にシフトすることが近々に予 想される中、年金課税は財源確保の最大 の焦点となってきました。

この議論は、そもそも年金とは何か、 それは課税されるべき所得なのかどうか という本質的な問題をはらんでいるので すが、それはともかく、若い世代の多く が厚生年金から事実上、排除され、国民 年金保険料の支払いにすら汲々としてい る中で、比較的年金収入も安定している 高齢世代との間である種の不公平感、格 差を実感させるものがあることは事実で す。しかしそれは、課税における世代間 格差というよりも、むしろ非正規雇用の 広がりや若い世代の全般的な低賃金化な ど、ベースとなる所得格差の側面がより 強い問題です。

そもそも、課税における世代間の負担 の整理については、それ自体は別に消費 税を持ち出さなくとも、所得課税のあり 方として議論できることであり、実際に この間、年金課税を中心に、高齢者の所 得課税は資産所得を除いて一貫して強化 されてきました。公的年金控除の圧縮や 老年者控除の廃止など、社会保険料負担 への波及も合わせて考えれば、その影響 はたいへん深刻です。所得課税としての 公平さという点で、ほんとうに高齢世代 が優遇されているかどうかはそれ自体、 議論を呼ぶところです。むしろ、年金所 得課税が限界に達しつつある中で、新た な課税 = 消費税を導入する口実として世 代間の格差や「オール・ジャパン」といっ た理屈が持ち出されたのではないか。

消費税は、誰もが消費する限り、すべ ての人に"公平に"賦課されます。しか し他方で、誰もが同等の所得水準にいる わけではない以上、消費税がとりわけ低 所得~中堅所得階層にのしかかることも 間違いありません。この点では、問題な のは高齢世帯が一括りにできないほど階 層分化しているという事実、そしてそれ にもかかわらず税制などの公租公課のシ ステムがこれに対応できていないという ことです。一方で国民年金のみあるいは 無年金のごく低所得の階層が広範に存在 するかと思えば、多額の資産所得を保有 し、この間の高額所得・資産課税軽減の 恩恵を存分に受けてきた階層が確実に存 在し、かつ存在感を増しています。消費 税の大増税は、国民年金のみ世帯など広 範に広がる低所得高齢世帯を直撃する一 方で、これらの富裕階層をさらに相対的 に優遇するものです。

「税制改革」を語るならば、まず必要なことは、現役世代と高齢世代とを問わず広がり続けてきた社会的格差を直視し、その格差を助長し押し広げてきた税制を改めることです。もし、こうした格差に目をつぶり、「オール・ジャパン」だ、「支え合い」だと消費税を持ち上げるとすれば、それは社会の不公平・不公正を是正する武器の一つとしての税制の役割を放棄するものです。能力に応じて負担するというルールに基づいてこそ、本当の「オール・ジャパン」は生まれるでしょう。

#### 3. 消費税財源は何に使われるのか?

消費税導入にあたって、一貫して使われている分かりやすいフレーズが「消費税は社会保障の充実のために」というものです。最初に紹介した参議院予算委員会の質疑の中で、やはり岡田副総理がこんなことを言っています。

#### 岡田副総理

消費税 5%のうちの 1%は、新しい 社会保障制度の充実のために使わせて 頂きたい。その中には子ども子育てを 中心に、年金や医療も含まれるという ことでございます。残りの4%につき ましては、現在ある社会保障制度を持 続可能にして行くために使わせて頂く と。たとえば、国民年金基礎年金につ いて、国の負担を3分の1から2分 の1に数年前に引き上げました。そ の決定は私はたいへんいいことだと思 いますが、しかしながら、財源がしっ かりと手当てされていなかった。その ために充てること。それから、毎年毎 年、社会保障費は増えてまいりますか ら、そういったことを賄うためにも使 われる。いずれにしても社会保障のた めに全額使われるということでござい ます。

消費増税分の「全額」が本当に社会保障に充当されるのかどうかについては、 当初の「社会保障・税一体改革成案」(2011 年7月)以来、政府与党の説明が少なからず変転してきていることに加え、地方消費税の扱いもあって議論の余地は残っています。しかし、消費税を原則として社会保障財源に充当するという考え方は、「一体改革」の根幹にあるものだと言えます。今年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」にはこう書かれています。

今を生きる世代が享受する社会保障 給付について、その負担を将来世代に 先送りし続けることは、社会保障の持 続可能性確保の観点からも、財政健全 化の観点からも困難である。社会保障 の機能強化・機能維持のために安定し た社会保障財源を確保し、同時に財政 健全化を進めるため、消費税について 2014年4月に8%、2015年10月 に10%へと、段階的に地方分を合わ せた税率の引上げを行う。その際、国 分の消費税収について法律上全額社会 保障目的税化するなど、消費税収(国・ 地方、現行分の地方消費税を除く。) については、その使途を明確にし、官 の肥大化には使わず全て国民に還元 し、社会保障財源化する。

実は、これまでも消費税のうち国税分4%については、いわゆる高齢三経費、つまり基礎年金、後期高齢者医療、介護保険の国庫負担分に充当するとされてきました。ただし、それはいわゆる目的税

としての扱いではなく、あくまで毎年の 予算編成上の基準としてであり、具体的 には予算書中の「予算総則」として確認 されてきたものでした。

今回、消費税増税を柱とした税制改革 を提案するにあたって、政府はさらに一 歩踏み込んで消費税を「社会保障目的税」 化することを明言するに至りました。上 記「大綱」でも「法律上社会保障目的税 化する」と明記されている通りです。

この消費税を「社会保障目的税」とすることをどう見るかは、今回の「一体改革」に対する評価の最大の論点の一つです。 岡田副総理は、消費税は社会保障にしか使わない、だから国民に還元される、だからまた、「所得の再分配に資する」と言います。しかし、これこそ国民を欺くものであると言わざるをえません。

現実に社会保障に対して多額の一般財源が投入されている以上、消費税を社会保障に充当するということは、それらの一般財源が社会保障以外の他の使途に転用されるということを意味するだけです。消費税であれ何であれ、税収として国庫に入ることに変わりはなく、そして社会保障目的であれ何であれ、消費税増税分が国庫を潤し、債務の弁済や他の様々な支出、たとえば多額の公共事業や軍事費等々を支える役割を果たすことは明らかです。

目的税化するということは、その財源 の使途を制限するというだけのことで す。新たに調達される財源の使途をいく ら特定しても、客観的に財源が増え、既存の財源が他に振り向けられているという点では、目的税にしようがしまいが、なんの変わりもありません。実際に、現行の5%消費税も経理上は高齢3経費に充当されてきたのですが、それは財政全体でみれば、大企業減税等の財源として機能することを何ら妨げませんでした。

また、消費税を社会保障目的税とした 場合は、消費税自体は他の使途には用い ることはできませんが、しかしだからと いって国庫全体の中で社会保障に対する 優先順位が上がるとか、社会保障の充実 が将来にわたって約束されるというもの では全くありません。たとえば道路特定 財源のように、モータリゼーションの急 速な進展の中で財源が飛躍的に伸びるよ うな状況下では、特定財源は特定の使途 (この場合には道路整備)を特別扱いし聖 域化するもの、政治判断を拘束し先取り するとなってきました。しかし、ただで さえ消費税収の何倍にも上り、かつ自然 増部分だけでも増高を続けていく社会保 障費においては、肝心なことは社会保障 を維持・充実させていくという政治的な 意思(政策決定)であって、消費税が目 的税となったからといって、将来の社会 保障のあり方について何事かが担保され ることにはなりそうもありません。

事実、「消費税は社会保障のためにしか 使わない(目的税化する)」ことの裏側に は、「消費税以外は、社会保障のためには 使わない」という政策的な含意が見え隠

れしています。たとえば、先述の「成案」にはこう書かれています。

#### 社会保障・税一体改革成案

2011.7.1 閣議報告

- Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿勢
- 1 社会保障の安定財源確保の基本的 枠組み
- (1)消費税収を主たる財源とする社会 保障安定財源の確保

…国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保する。

#### (2)消費税収の使途の明確化

消費税収(国・地方、現行分の地方 消費税を除く)については、全て国民 に還元し、官の肥大化には使わない こととし、消費税を原則として社会保 障の目的税とすることを法律上、会計 上も明確にすることを含め、区分経理 を徹底する等、その使途を明確化する (消費税収の社会保障財源化)。さらに、 将来的には、社会保障給付にかかる公 費全体について、消費税収(国・地方) を主たる財源として安定財源を確保す ることによって、社会保障制度の一層 の安定・強化につなげていく。

「将来的には、社会保障給付にかかる公費 全体について、消費税収(国・地方)を 主たる財源として安定財源を確保する」 ――言いかえれば、消費税のみを社会保障の財源とし、他の財源は社会保障以外のものに充当することをめざすと、ここには率直に書いてあります。

消費増税は他の諸税を社会保障から引き剥がし、財政赤字の補てん、あるいは 道路や「新幹線」等々の財源に振り向け るためのものだと政府が語っているので す。

成案のこの部分は、最終的に「大綱」として整理される過程で姿を消しています。しかし、これこそが政府とりわけ財務当局の本音であることは明らかです。そしてそれは、実は旧自公政権の末期、2009年、消費税増税を附則に入れた税制改革を決めたときにすでに目論まれたことでもありました※。

※財政から社会保障まで、政府の付属機関の委員を数々歴任してきている慶応大学の土居丈朗教授は、こうした見解を一貫して主唱してきている。たとえば『「消費税の社会保障目的税化」という財政規律』ではこう述べている。「…消費税の社会保障目的税化が、増税の説得的な大義名分を与えるとともに、基礎的財政収支の大幅な改善をもたらすという一石二鳥となっている…」

「…国庫負担の財源を消費税で賄ったならば…、高齢者にも応分の負担を負ってもらうことが可能となる。消費税で社会保障給付の国庫負担を賄うこ

とは、社会保障をめぐる世代間格差を できるだけ緩和することからも正当化 できよう。」

「…消費税の社会保障目的税化という財政ルールは、高齢化で増大する社会保障費に対応する消費税収の充当、その他の歳出は基礎的財政収支黒字の確保のために徹底して削減、という中期的な財政規律が、明確に打ち出せると考えられる。」

三菱 UFJ 銀行「視点」2005 年 11 月 http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/ pdf/c200511\_2.pdf

目的税は目的税としてのあり方そのものからして、当該目的税以外の財源をその事業に投入することに対する歯止め、抑制因子とならざるをえません。そして、消費税を社会保障目的税とすることが持つ意味は、社会保障を税収全体、言い換えれば政治全体の責任において支えるのではなく、消費税が許す限りで支えるものと位置づけるということなのです。

消費税を巡る民主党政権の認識と対応は、ほとんどストレートに自公政権のそれを受け継ぎ、実行しようとするものだと言わざるを得ません。それは、「政権交代」の意義が最終的に見失われ、そして民主党政権が旧政権の亜流となり下がろうとしていることを教える、決定的なテーマです。社会保障への危機感をテコに、「オール・ジャパンの支え合い」という聞こえの良いフレーズで国民を釣りな

がら進められようとしている消費税の大増税。そもそも基幹税を目的税化すること自体、財政的には異例なことと言うべきですが、それは、社会保障を国家的な責務から切り離し、消費税といういわば国民の「支え合い」という名の負担のルールの中に押し込めていくものです。甘言に騙されてはなりません。

#### 4. 道はどこに?

消費税は、税制として消費税が持って いる本来的な限界、とりわけその逆進性 の問題に加えて、それが社会保障目的税 として提起されたことからくる深刻な問 題をはらんでいます。さらに言えば、消 費税は「価格転嫁」を前提とした賦課シ ステムであり、デフレ下での増税はたい へん大きな軋轢に直面するものです。消 費税は"インフレを内包した増税"、ある いは"インフレが地ならしする増税"と いう側面を持っており、現在の経済局面 で大幅な増税に進むことは容易なことで はありません。また、民主党マニフェス トの破たん、"大連立"の動きなど、消費 税は政権交代以来の政治の枠組みを大き く揺さぶる論点であり、こうした点も含 め、消費税増税を柱とした「一体改革」 の成否はまだまだ流動的です。

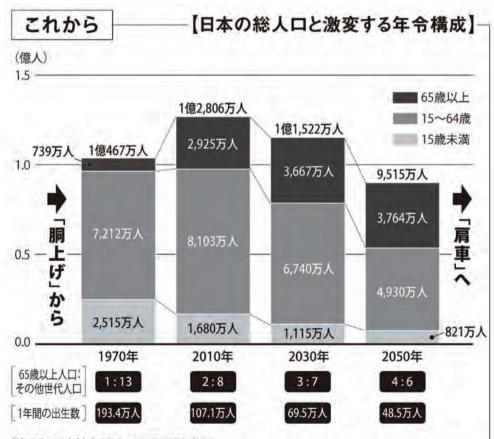
しかし、よく言われるように、破たん 寸前の国家財政の状況は誰であっても放 置することのできないものであり、国家 財政の基盤が失われれば社会保障の将来

もないことは確かです。では、我々には どんな道が残されているのか。ここは、 仮説も含めて論点を立てておきたいと思 います。

まず、これはよく言われることですが、 "不要不急"の支出に対するチェックと慎 重さが現政権からはどんどん失われてい ます。この点は、それが財政的に持つ実 質的な意味とは別に、象徴的な問題とし てもきちんとした対応が必要です。

また、歳入面での財源確保の手段としては、消費税以外の基幹税、所得税や法 人税の改革によって税の確保を最大限、 進めることがまず肝要です。国家的な財政危機を言うのであれば、最優先に負担を求めるべきは富裕階層であり、そして大企業であるべきです。それは、ここ 10年以上に渡って続いてきた税制の保守化・反動化を元に戻すだけのためにも、必要なことです。

合わせて、国家財政の問題を考えるならば、どうしても膨大な額の国債の管理の問題、特に国債所有者の負担をどう求めるかということについても、議論を始めるべきではないでしょうか。国に対する債権者の協力と負担を求めることは、



[出所] •国立社会保障•人口問題研究所

「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(出生中位、死亡中位の場合)(2030年、2050年)

•人口動態統計(厚生労働省)、国勢調査(総務省)(1970年、2010年)

安定的な債権管理と長期的な債権保証の ためにも必要なことであるはずです。

そして最後に、所得の再分配、あるいは社会保障そのものが持っている限界について、考えてみたいと思います。

税や社会保障は、直接的な搾取・不平 等、あるいは様々な社会的貧困に対する 二次的な補正であり、あるいは弥縫策で しかないという側面を持っています。資 本主義のシステムを前提とした社会政策 が常にそうであったように、日本の社会 保障もまた、社会経済体制の従属変数で あり、社会経済の疲弊と破たんが進めば、 社会保障自身がその基盤を失い、機能不 全に陥るという矛盾を抱えています。こ うした意味では、私たちは社会保障の維 持・充実とそのための税財政の改革を求 めるにとどまらず、一次分配あるいは社 会関係全体の再建・再編にまで広がる視 野の中で、議論を進めるべきではないで しょうか。

この最後の点について、具体的には、 たとえばこんなことを考えます。

- ●「高齢化」社会の問題──高齢者に職と収入を
- ●「ワークシェアリング」の問題── 若者に職と収入を前者について、少し触れます。例の「肩車社会」論です。今、政府は人口の高齢化

に伴って社会保障の基盤がどんなに危うくなっていくかを、「胴上げ」から「騎馬戦」そして「肩車」への変化という比喩を使って説明します。たとえば、こんなグラフがよく出てきます。1970年ごろには、65歳未満の13人で65歳以上の1人を支えればよかった、ところが2050年には4人を6人で支えなければならない、これはもうほとんど一人が一人を支える肩車のようなものだと。

しかし、この数字には重大なごまかしがあります。それはたとえば、1970年にはまだまだ55歳定年制が支配的であったのに、今や70歳になっても環境によっては無理なく、生き生きと、そして意義ある労働を担うことができるということです。

前頁のグラフのもとになったデータを 少しばかり加工したものが下の表です。 1970年時点では55歳を境に、そして 2050年では75歳を境に、支える側と支 えられる側の人数を比較してみたもので す。これであれば、1970年には5.7人

	A:65 歲未満	B:65 歲以上	A/B
1970	9,727	739	13.2
2050	5,751	3,764	1.5

単位・万人

. 11	C:55 歳未満	D:55 歳以上	C/D
1970	8,903	1,560	5.7
	C:75 歲未満	D:75 歲以上	C/D
2050	7,063	1,882	3.8

注 昭和 61 年 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」法改正により「事業主はその雇用する労働者の定めをする場合には、当該定年が 60 歳を下回らないように努るものとする」旨の努力義務が規定された。

で1人を支えていたものが2050年には3.8人で1人を支えるということになります。支え手の減少は確実ですが、しかしその程度は、ずいぶんと違ってきます。

40年前の55歳と40年後の75歳を 同列にするこの置き替えはかなり乱暴な ものではありますが、しかし、国が描く ものとは大きく異なる将来の姿がありう ることは確かです。人口も、年齢も、実 は自然的・生理的なものであるだけでな く、社会的なものでもあります。「支える」 側と「支えられる」側、つまりいわゆる 稼働人口かそうでないかは、単なる自然 年齢や実人数によってだけでなく、むし ろ社会的な条件によって制約され、ある いは拡大されるものです。

しかもここでは、女性の就労率(社会参加)というファクターは、まったく考慮されていません。女性の社会進出の程度によって、「支える」側の人口は社会的にみれば増大するのであり、事態はさらに大きく変わってくるでしょう。要は、75歳まででも、子育て中の女性であっても働きたくなる、働くことができる、そして働いてもらおうとする職場、企業、経営をどう作れるかどうかによって、将来の社会基盤も社会保障の枠組みも大きく異なったものとして描くことができるということです。

単純な自然人口と自然年齢だけを取り 上げて、先々の社会に対する危機感をあ おるやり方は、決して公平でも正当でも ありません。それはむしろ、高齢者や女 性の就労に対する制約を様々に設けているこの社会に対する批判意識を磨滅させるものです。

日本の雇用市場においては、高齢者と 女性、さらに言えば若年者は過剰労働人 口の大きな貯水池を形成し、それが大企 業を中心とした巨大な富の源となってい ます。高齢者と若者の間に広がる貧困は、 社会保障政策でカバーしきれるものでは なく、そこでは本来の雇用保障、市場競 争下で利潤追求と経営の効率化を自己目 的とする資本主義的な生産・社会関係の 根幹を問う取り組みが必要です。自由な 協働と非営利に基礎づけられた社会的な 労働の配分、すべての市民が等しく社会 的な労働を担い、経済的な自立と社会を 支える負担能力を手にすることのできる 社会…空想的で抽象的な言葉ですが、し かし、そうした視野を持たなければ、私 たちは的確な針路を探し出すことはでき ないところに来ているのではないか。

民主党政権は、まさにこうした一歩を 踏み出す前にみずから膝を屈したのであ り、だからこそ今、消費税増税というか つて自公政権が端緒を付けた道を、ほか ならぬその自公とともに「大連立」まで 視野に入れて歩もうとしているのではな いか。消費税増税という「一体改革」論 議の中で、政権交代は思想的にも政策的 にも清算されようとしている。私にはそ う感じられてなりません。

## 消費税擁護論の欺瞞

本文 (P12) で紹介した慶応大学教授の土居丈朗氏が、3月22日付の東京新聞にコメントを寄せている。消費税増税は「世代間格差を埋める」ものであり賛成である、と。なぜ消費税に賛成かと問われて、土居教授はこう答えている。

「所得税では、リタイアした高齢者に負担をお願いできません。…消費税の欠点として、低所得者の方が負担が重くなる「逆進性」が指摘されます。しかし、実は消費税は逆進的ではなく、「逆進的に見える」だけ。一般的に、低所得者は所得の大半を消費に回し、高所得者は貯蓄に回す余裕があると考えられています。逆進的に見えるのは、年収、つまり一年間というスパンで区切って考えた場合。高所得者も貯蓄に回した分かそれ以上を次の年以降に消費に回すことも考えられます。長期的には、決して逆進的ではないのです。」

政府見解はここから引いたのだ!! と思える消費税擁護論である。所得税ではなぜだめか。それは「高齢者に負担をお願いできない」から。高齢世代にいかに負担を求めるかが消費税論議の大きな論点であることを、なんともストレートに語っている。

そして、もう一つ、「消費税は逆進的ではない」。なぜなら、高所得者は一時的には 消費しないように「見える」が、実際は生涯を通してみれば、一時の貯蓄もいずれは 費消されるのであり、したがって通算では所得 = 消費であり、皆が同じ割合で消費税 を払うと、こういう説明である。

この"土居理論"は少なくとも二つの点で正しくない。一つは、富裕階層もいずれは必ずすべての収入を消費するという点。実際には、富裕な階層ほど、消費ではなく貯蓄へ、そして貯蓄から投資へとその所得を振り向けるのであり、消費税はこの「富」の偏在、「資産」の蓄積の前にはなすすべがないということを土居氏はまったく見ていない。

もう一つは、低所得階層はその圧倒的な部分を生活必需品が占めるのに対して、高 所得層ではぜいたく品や嗜好品がむしろ中心となるのに、土居氏はこの二つを区別も せず、一言で「消費」と言って片付けている点である。生活必需品に対する消費が、 したがってまた消費課税が所得全体に占める比重は、所得が低いほど決定的に重くな る。そしてこのことこそが「逆進的」と言われる所以なのである。

土居氏は、与党サイドの参考人として国会でも意見を述べている。重宝がられているのかもしれないが、こうした"理論"に飛びつく政府はよほど浅薄であるに違いない。

練馬区議/労住医連幹事 池尻 成二